「長浜航海記」クリエイターリスト利用規約

長浜市（以下「市」という。）が運営するデザイナーマッチングサイト「長浜航海記」に掲載するクリエイターリスト（以下「リスト」という。）は、企業が商品開発等の場面でデザインの力をより活用しやすくするために、デザイン面で企業と協業できるデザイン事業者に関する情報を提供するものである。

（規約の範囲）

第１条　この規約は、市が運営するリストの管理・運用及びリストを利用して行うマッチングの全過程（以下「リストの利用」という。）に関して必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

（１）管理者　リストの管理運営を行う者

（２）利用者　リストに掲載する情報を利用する個人、団体又は機関

（３）登録者　リストへ情報を登録した者

（利用の制限）

第３条　管理者、利用者、登録者は基本的人権を侵害することのないよう、リストの利用を通じて入手した個人情報の取り扱いを適切に行わなければならない。

２　利用者は、リストの利用を通じて入手したいかなる情報も著作権法その他法令に違反して使用してはならない。

３　利用者は、リストに掲載する情報を改ざんしてはならない。

（リストへの情報登録）

第４条　リストへの情報登録を希望する者は、「クリエイターリスト登録申込書（様式第１号）」、その他管理者が求める書類を管理者に提出しなければならない。

２　前項の登録ができる者は、登録申込書に記載した情報をリストに公開することに同意し、かつ、次の登録要件を満足するデザイン事業者とする。

（１）長浜市内に事業所を有していることまたは長浜市内での活動実績があること

（２）デザインを活用しようとする企業と協業し、その課題解決に意欲をもって取り組めること

（３）申込時点で、事業実績または作品受賞歴があること

３　管理者は申込書の内容を確認し、適当と認める場合は、そのデザイン事業者等に関する情報をリストに公開するものとする。

４　第2項の規定に関わらず、次の者はリストへの情報登録を行うことができない。

（１）長浜市暴力団排除条例（以下「暴力団排除条例」という。）第2条に規定する暴力団

（２）暴力団排除条例第２条に規定する暴力団員等

（３）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

５　第３項の規定に関わらず、参加申し込みの目的が暴力団の利益になる又はそのおそれがあると管理者が認めるときは公開しないものとする。

（登録された情報の変更・削除）

第５条　登録者が、登録された情報を変更しようとする場合は「クリエイターリスト登録情報変更申込書（様式第２号）」を管理者に提出しなければならない。

２　登録者が、登録された情報を削除しようとする場合は「クリエイターリスト登録情報削除申込書」（様式第３号）を管理者に提出しなければならない。

３　管理者は、第１項、第２項の申込書の内容を確認し、適当と認める場合は、登録された情報を変更または削除するものとする。

４　管理者は、登録者が公序良俗に反する行為を行った又は法令に違反した若しくは違反するおそれのある行為を行ったと認めた場合には、登録した情報の一部又は全部を削除することができる。

（内容の不保証）

第６条　管理者は、リストで提供する情報等について、その完全性、正確性など、いかなる保証も行わない。

２　利用者は、リストで提供する情報について、自己の責任と判断において利用するものとする。

（免責事項等）

第７条　管理者は、利用者の一切の損害についてその責を負わないものとする。

２　利用者は、リストの利用により他の利用者若しくは第三者に損害を与えた場合又は自ら損害を被った場合は、自らの責任と費用をもって解決しなければならない。

３　登録者は、リストに登録した内容に起因するトラブルが生じた場合、自らの責任と費用をもって解決しなければならない。

４　管理者は、利用者及び登録者がこの規約に違反したことにより又は故意若しくは重大な過失により管理者に損害を与えた場合は、当該利用者及び登録者に対し損害賠償を求めることができる。

（規約の変更）

第８条　管理者は、必要があると認めるときは本規約を変更できるものとする。

２　前項の変更については、変更後の規約をリストに掲載した時点から効力を発するものとする。

（規約の範囲）

第９条　管理者がリストに掲載する利用上の決まりは、名目の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとする。

２　利用者は、リストが提供する情報を利用した時点で本規約の内容を承諾したものとみなす。

（実施細則）

第１０条　この規約に定めるもののほか、リストに関し必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この規約は、令和７年１月３０日から施行する。